

介護とは 人が人に対して 行うもの

デジタル化が進み、ITC化やDX化の推進がなされていますが、機械などの道具は、介護の補助的なことはできても、結局は“人の手”で行われます。

当法人では、スタッフの一人ひとりがかけがえのない存在と考え、安心して働ける職場環境を構築するとともに、スタッフの育成に力をいれております。



桃山園

1998年10月に2000年から施行開始する介護保険法によるモデル施設として、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、軽費老人ホームの複合施設としてオープン。

ここあん

2022年9月に『地域で心地よく安心して生活できる施設』をコンセプトとした、サービス付き高齢者向け住宅をオープン。この他、訪問介護事業と地域密着通所介護事業、居宅介護支援事業所を併設事業として開設。



経営理念

- ・質の高い福祉サービスの提供
- ・地域社会への貢献

当法人の介護スタッフ

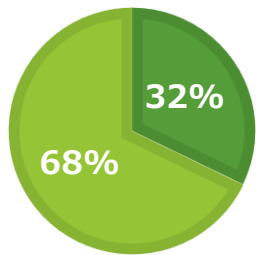
1. スタッフの状況

当法人では、介護スタッフの処遇改善事業を平成21年度から開始いたします。
賃金水準や休日などの労働条件は下げることなく向上させていることで離職率が低いと考えられます。

男女の割合

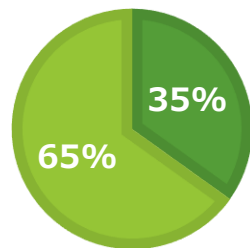
法人全体

■ 男性 ■ 女性

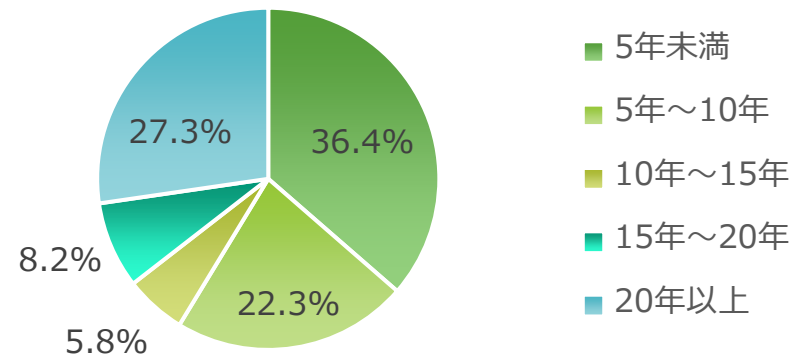


うち介護スタッフ

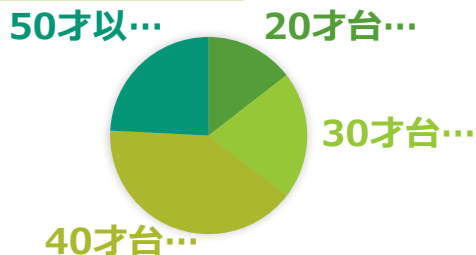
■ 男性 ■ 女性



勤務年数別の割合



年齢別の割合



女性が多く、勤続年数が長い理由としては、育児と仕事の両立が図られていることが第一だと考えております。
年間休日も毎年約120～122日間あり、この他に特別休暇も3日間取得可能です。
スタッフからは休日数が多いので良いと評価されています。

賃金について

2.基本給について

働くうえで給与は最も大切な事項です。

当法人では、給与規程により職位・職責別に賃金を決定しており、男女平等に賃金を決定しております。また、毎年度実施する『人事考課』により昇給を実施しており、大企業と比べて大きくはありませんが、毎年昇給を実施しております。

3.賞与について

当法人では、賞与の支給率を給与規程で定めております。

賞与は、『基本給』『扶養手当』『業務手当』の合計額に、6月期は、2.1か月分、12月期は2.35か月年間合計で4.45か月分を支給しております。

4.勤続年数別の平均賃金(支給総額)

*左表は、介護職員で夜勤を行った場合の平均

勤続年数	平均賃金(支給総額)
1年～5年未満	3,670,000円
5年～10年未満	3,900,000円
10年～15年未満	4,200,000円
15年～20年未満	4,590,000円
20年以上	4,800,000円

キャリアパスにより、勤続年数が多い職員は年間給与が上がる仕組みができています。

処遇改善に関する加算による効果が顕著に現れております。また、管理者をはじめ監督者の役職者は女性が多く、キャリアパスは性別は考慮しておりません。

介護保険に基づき、介護職員等の賃金改善を行うため加算を取得しております。この加算で得た収益の全てを賃金改善に充てております。また、賃金水準を下げる改定は行っておりません。

処遇改善に関する加算

5.加算について

当法人が運営する介護保険事業では、平成21年10月から新潟県が行った『介護職員処遇改善交付金事業』から現在に至るまで、介護保険の報酬に応じた処遇改善のための加算を算定しております。また、賃金改善の他にも、法人独自に必要な資格を取得するための『資格取得支援制度』を設け、介護福祉士資格などの資格取得を支援しております。このほか、腰痛予防等の職場環境改善にも積極的に取り組んでおります。

当法人が行う介護保険事業

介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム桃山園

(介護予防)短期入所生活介護
ショートステイ桃山園

通所介護・総合事業
デイサービスセンター桃山園

地域密着型通所介護・総合事業
デイサービスセンターここあん

訪問介護・総合事業
訪問介護ステーションここあん

*当法人では、上記の加算対象とならない事業所の職員に対しても同等に賃金の改善を実施しております。

加算

- ①介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- ②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)
- ③介護職員等ベースアップ等支援加算

加算の要件を満たし、上記すべての加算を算定しております。

この他、令和4年度は9月までの間『令和4年度新潟県介護職員処遇改善支援補助金』の交付を受けております。

処遇改善実績

6. 処遇改善の実績について

所轄庁に報告する処遇改善の実績は下記のとおりです。

	処遇改善加算	○	特定加算	○	ベースアップ等加算	○
① 令和 4 年度の加算の総額	28,665,339	円	8,910,375	円	2,694,735	円
② 賃金改善所要額(i - ii) (右欄の額は①欄の額以上であること)	32,884,592	円	12,234,275	円	8,555,528	円
i) それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	(1)-(6)-(8) 201,859,245	円	(2)-(4)-(9) 200,096,350	円	(3)-(5)-(7) 255,448,085	円
(a) 本年度の賃金の総額	(1) 214,550,123	円	(2) 234,178,556	円	(3) 293,023,799	円
(b) 処遇改善加算の総額			(4) 28,665,339	円	(5) 28,665,339	円
(c) 特定加算の総額	(6) 8,536,140	円			(7) 8,910,375	円
(d) 処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の総額	(8) 4,154,738	円	(9) 5,416,867	円		
ii) 前年度の賃金の総額 【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】 168,974,653	円	【基準額2】 187,862,075	円	【基準額3】 246,892,557	円

平均賃金改善額<特定加算>

	賃金改善を実施したグループ	前年度の平均賃金額(月額)【基準額4】	本年度の平均賃金額(月額)	平均賃金改善額 (配分比率)	(e) 改善後の賃金が最も高額となった者の賃金(年額)
(A) 経験・技能のある介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	264,402 円	289,318 円	24,916 円 (2.09)	4,127,823 円
(B) 他の介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	230,824 円	242,753 円	11,929 円 (1.00)	
(C) その他の職種	<input checked="" type="checkbox"/>	212,162 円	217,868 円	5,706 円 (0.48)	

月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者<特定加算>

いずれかに該当する人数 8 人

* 上記の「経験・技能のある介護職員」は、当法人に10年以上勤務し、介護福祉士資格を取得した介護職員としております。